

愛読者各位

株式会社日本法令 出版部

『3年版 年末調整の仕方と1月の源泉徴収事務』

お詫びと訂正

下記の通り、本書中に誤りの箇所がございました。訂正いたしますとともに、みなさまに謹んでお詫び申し上げます。

記

■折込表2（表面）

〈折込表2〉

令和3年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表

① 控除対象扶養親族の数に応じた控除額			
人数	控除額	人数	控除額
1人	380,000円	5人	1,900,000円
2人	760,000円	6人	2,280,000円
3人	1,140,000円	7人	2,660,000円
4人	1,520,000円	8人以上	7人を超える1人につき380,000円を2,600,000円に加えた金額

② 障害者等の控除の加算額がある場合	① 同居特別障害者に当たる人がいる場合	1人につき 750,000円
	② 同居特別障害者以外の特別障害者に当たる人がいる場合、又は給与の支払を受ける人がこれに当たる場合	1人につき 400,000円
	③ 一般の障害者に当たる人がいる場合、又は給与の支払を受ける人が一般の障害者、寡婦、勤労学生に当たる場合	左の一に該当するとき 各270,000円
	④ 給与の支払を受ける人がひとり親に当たる場合	350,000円
	⑤ 同居老親等に当たる人がいる場合	1人につき 200,000円
	⑥ 特定扶養親族に当たる人がいる場合	1人につき 250,000円
	⑦ 同居老親等以外の老人扶養親族に当たる人がいる場合	1人につき 100,000円

控除額の合計額は、「①」欄及び「②」欄により求めた金額の合計額となります（この合計額を源泉徴収簿の⑧欄に記入します。）。なお、この早見表には基礎控除額及び配偶者控除額又は配偶者特別控除額は含まれていません。

[誤] 2,600,000円

[正] 2,660,000円

■114 頁、罫線内「寡婦となることができる人の範囲」

[誤]

(1) 夫と離婚した後婚姻をしていない人のうち、①扶養親族を有し、②年間の合計所得金額が 500 万円以下で、③その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人

[正]

(1) 夫と離婚した後婚姻をしていない人のうち、①扶養親族を有し、②年間の合計所得金額が 500 万円以下で、③その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人 **がいない人**

■285 頁、19 行目以下（下記赤色箇所）

[正] すべて削除

8 源泉徴収票等の電子交付

給与等の支払をする者は、給与等の支払を受ける者への書面による源泉徴収票等の交付に代えて、その給与等の支払を受ける者の承諾を得て、その源泉徴収票等に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって一定のものをいいます。）により提供することができます。この電磁的方法によって提供することができるものとしては、次に掲げる書類があります（法225③④、226④⑤、231②③、措法8の4⑥⑦、措法37の11の3⑩、平成20年改正法附則32⑤）。

- ① 給与所得の源泉徴収票及び給与等の支払明細書
- ② 退職所得の源泉徴収票及び退職手当等の支払明細書
- ③ 公的年金等の源泉徴収票及び公的年金等の支払明細書
- ④ オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- ⑤ 配当等とみなす金額の支払通知書
- ⑥ 上記④、⑤以外の上場株式等の配当等の支払通知書
- ⑦ 特定口座年間取引報告書

(注) 給与等の支払をする者は、あらかじめ、その給与等の支払を受ける人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法によって承諾を得る必要があります。

この場合、給与等の支払をする者は、源泉徴収票等を交付したものとみなされますが、給与等の支払を受ける者の請求があるときは、給与等の支払をする者は書面により源泉徴収票等を交付しなければなりません。

なお、給与所得のある人が確定申告を行う場合には、確定申告書に給与所得の源泉徴収票等を添付する必要がありますが、この場合には、電磁的方法により提供を受けた人がプリントアウトしたものではなく、原則として従来どおり給与等の支払をする者から書面により交付を受けたものを添付する必要があります。

ただし、e-Taxにより確定申告を行う際の添付書類として、電磁的方法により提供される「給与所得の源泉徴収票」のうち、国税庁が定める一定のデータ形式で作成され、かつ、給与等の支払をする者（交付者）の電子署名が付与されたものについては、オンライン送信が可能となっています。

また、e-Taxを使用して所得税の確定申告書の提出を行う場合には、給与所得の源泉徴収票の添付に代えて、その記載内容を入力して送信することができることとなっています（この場合、税務署から提出又は提示を求められたときには、給与所得の源泉徴収票を提出又は提示する必要があります。）。

法定調書

以上